

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日から、〇会社に派遣社員として雇用され、〇会社に派遣されて同年〇月〇日まで施工計画書等の作成に従事した。その後、同年〇月〇日からは〇会社が施工する工事の施工管理業務に従事していた。

請求人の主張するところ、平成〇年〇月〇日、請求人が着任する前から当該工事の施工管理を担当していた〇会社の社員 A が請求人の現場に来て、「凶面と違う」と怒鳴りだしたため、〇会社の一次下請業者社員 B が A に何かを説明していたが、A は請求人がそっぽを向いていると思い、突然請求人に対し怒り声で「おうー」と言って請求人の右脇を一発殴打した。請求人は突然のことで驚きのあまり倒れそうになるところをこらえ、殴られたことに対する驚きと、また A が現場に戻ってきたら何をされるか分からない恐怖があったとする。

請求人は、この出来事が暴力行為のため警察及び派遣元会社に通報し、その後は通常業務を行い帰宅したが、悔しさや情けなさで眠れず、翌日から欠勤し、平成〇年〇月〇日、〇病院に受診したところ、「抑うつ状態」と診断された。

請求人は、本件傷病に罹患したのは平成〇年〇月〇日に発生した暴力事件が原因であるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

業務上の災害であることは明らかである。業務上の災害とは認められないとして行った監督署長の不支給決定処分は誤りである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」（以下「判断指針」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 請求人は ICD-10 診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成〇年〇月下旬に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷

請求人は平成〇年〇月〇日、派遣元会社に派遣労働者として雇用され、〇会社に派遣され施工計画書等の作成を同年〇月〇日まで行った。その後、同年〇月〇日から〇会社が行う〇工事現場に派遣され施工管理業務に従事していたものであり、職場における心理的負荷評価表に当てはめると、出来事の類型として「役割・地位等の変化」、具体的な出来事としては「転勤をした」を類推適用し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

心理的負荷の強度の修正について検討すると、請求人は派遣労働者で派遣先の変更は通常のことであり、また派遣先の変更後も職種は建設業であり、請求人にとって業務の大きな変化があったとは言えないことから、心理的負荷の強度は「Ⅰ」と評価した。

次に、請求人は平成〇年〇月〇日に工事現場で A から暴行を受けたと主張するものであり、職場における心理的負荷評価表に当てはめると、「ひどいいやがらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」であるが、心理的負荷の強度の修正について検討すると、打撲などによる治療は受けることはなく、請求人自身痛みは感じていないこと、現場近くにいた作業員は請求人が殴られたとは認識しておらず、請求人は A から肩を叩かれる程度の行為は受けたものと推察されるが、暴行を受けたとまでは言えないことから、心理的負荷の強度を「Ⅰ」と評価した。

上記の出来事について「出来事後の状況が持続する程度」を検討すると、過重性は認められず、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断される。

(3) 業務以外による心理的負荷となったと思われる具体的な出来事として、請求人は派遣元会社に入社が決まった時に転居していることが挙げられ、職場以外の心理的負荷評価表に当てはめると、具体

的な出来事として、「引越した」に該当し、その平均的な心理的負荷強度は「Ⅱ」であり、特段の修正要素も認められないことから、そのまま「Ⅱ」と評価した。

また、個体側評価については、特段の問題は認められない。

- (4) 以上より、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断されることから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

#### 4 審査官の判断

- (1) 請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成〇年〇月下旬に発症したと認められる。

- (2) 請求人の精神障害の発病前6か月間における業務による出来事についてみると、①派遣先の変更、②派遣先においてAから暴行を受けたことがあげられ、判断指針の別表1に照らし、①の派遣先の変更については具体的な出来事として「転勤をした」を類推適用し、その平均的な強度は「Ⅱ」であるが、強度を修正する視点から変更後の職種も同じ建設業であり、業務に大きな変更があったとは認められないことから、強度を「Ⅰ」に修正する。また、②の暴行について、平均的な強度は「Ⅲ」であるが、強度を修正する視点の検討では、打撲などによる治療を受けることはなく、周りにいた作業員は請求人が殴られたとは認識していないことから、強度を「Ⅰ」と修正する。

請求人は、工事現場が変われば作業員も作業方法も変わり安全面からも非常に神経を使うと主張するが、①の派遣先の変更については、請求人の経歴からすれば職種の変更があったとまでは認められず、また建設工事は有期の事業であり、工事が終了すれば現場及び作業構成員も変更となるのが一般的であること、また、②の暴行についても、ひどい暴行を受けたとする客観的な証拠に乏しいことから、出来事の内容、程度等から心理的負荷の強度をそれぞれ「Ⅰ」と修正することが妥当であると判断する。

- (3) 次に、出来事後の状況が持続する程度の検討をすると、請求人には、仕事の量、質・責任、職場環境の変化等について客観的に見て過重性があったとは認められないことから、業務による心理的負荷の総合評価を「弱」とすることが妥当なものであると判断する。

また、特別な出来事は認められない。

- (4) 請求人の業務以外の出来事による心理的負荷及び個体側要因について、請求人は派遣元会社に入社が決まった時に転居していることが挙げられ、この出来事を判断指針の別表2に照らし、具体的な出来事として「引越した」を適用し、その平均的強度は「Ⅱ」であり、特段の修正要素も認められないことから、そのまま「Ⅱ」と評価する。

また、個体側要因については、既往歴については特段の問題は認められない。

- (5) 以上のことを総合すると、請求人には業務に関連する出来事による心理的負荷は認められるものの、客観的にみて、精神障害を発病させる危険のあるほどの強い心理的負荷であったとは認められないから、判断指針に照らし判断すれば、本件疾病を業務上の事由によるものと認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。